令和６年度からの新受検資格における「実務経験」について（「土木」,「管工事」,「電気通信工事」,「造園」関係）

・実務経験に該当する工事の範囲は、検定種目(資格)に対応した建設業の種類(業種)に該当する工事になります。※下表参照

・複数の検定種目(資格)が対応する｢建設業の種類(業種)｣の工事の経験については、同じ経験を複数の検定種目の実務経験として申請が可能です。

検定種目（資格）	種別	建設業の種類（業種）																												
		土木工事業	建築工事業	大工工事業	左官工事業	とび・土工・コンクリート工事業	石工事業	屋根工事	電気工事	管工事業	タイル・レンガ・ブロック工事業	鋼構造物工事業	鉄筋工事業	舗装工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業	ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業	内装仕上工事業	機械器具設置工事業	熱絶縁工事業	電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業	建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業	清掃施設工事業	解体工事業
１級　土木施工管理		○				○	○					○		○	○			○									○			○
２級　土木施工管理	土木	○				○	○					○		○	○												○			○
	鋼構造物塗装																	○												
	薬液注入					○																								
１，２級管工事施工管理										○																				
１，２級電気通信工事施工管理																							○							
１，２級造園工事施工管理																								○						